

ご参加
下さい

「人権条例」を 考える市民の集い



あま市では、「人権条例」（「人権尊重のまちづくり条例（仮称）」）の制定をめざし、この基本的な考え方を審議する「人権施策推進懇話会」が設置されています。この「懇話会」で意見をまとめ、市長に「提言」するとしています。このもとで市長が「条例」案を市議会に提出する予定となっています。

この「人権条例」は、全国各地でさまざまな問題を投げかけています。たとえば鳥取県では、「県人権侵害救済推進及び手続きに関する条例」に対して、県弁護士会が「重大な欠陥が覆いがたく、憲法違反の恐れすらある」（会長声明）として、この条例に疑義を投げかけ、こうしたもとで多くの県民の疑問や反対が起り、結局施行されことなく2009（平成21）年に廃止されました。人権に係わる条例を制定する場合、ひとつの市の条例といえども市民一人ひとりを法的に規制する強制権を持つことから、市当局の責任において、市民からの意見聴取、市民全体の合意形成を図る取り組み、さまざまな意見に謙虚に耳を傾ける必要があります。

愛知地域人権連合は、「人権条例」とは何か、この条例が市民に役立つのか、この条例の問題点はあるのかなど、市民の皆さんとともに考え、自由に意見交換をする「人権条例を考える市民の集い」を開かせていただくことにしました。

愛知地域人権連合は、この集いを開催するにあたり別表のような「あま市の『人権条例』を考えるチェックポイント」を提言させていただきました。

ぜひ、あなたの参加をお待ちしております。

「人権条例」を考える チェックポイント

- 1) 人権という以上、同和問題や差別問題に限らず、憲法の基本的人権の内容を包み込んだものになっているか。
- 2) 人権擁護と言いながら、表現の自由を押さえるなど、かえって市民の人権を抑圧したり、制約したりしないか。
- 3) 国ですら人権に係わる法律が与野党の意見の分裂から制定できないのに、ひとつの市行政が市民合意で条例が制定できるのか。
- 4) 人権侵害という場合、裁判官など法の専門家の判断が必要だが、ひとつの市行政で正しく対応できるのか。
- 5) 行政が行う人権侵害に対し、市という行政機関で対応が可能なのか。
- 6) 人権という以上、市民一人ひとりに係わる問題だが、3町合併から余り時間も立っていないのに、市民全体の合意形成を図る取り組みが行われてきたといえるのか。
- 7) 人権のための条例制定の諮問機関に、弁護士などの法律家やさまざまな意見が反映できる構成になっているか。

とき 8月28日（日曜日）午後1時～4時
会場 あま市甚目寺公民館 視聴覚室（3階）
内容 講演 伊賀興一（弁護士）

「人権条例をどう考えるか」

新井直樹（全国地域人権運動総連合事務局長）

「地域で真に人権を守るには」

挨拶 丹波正史（愛知地域人権連合代表）

【豆辞典】 条例とは

▽条例は法律の範囲内において制定すること。条例は法令に反してはならない。

▽条例の効力はかなり強力だ。必要に応じて、きびしい罰則を設けることもできる。

▽条例に違反したものに対し、2年以下の懲役・禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料もしくは没収又は5万円以下の過料となっている。

至新居屋

甚目寺郵便局 至西今宿

甚目寺中学校

市役所
甚目寺宿舎

あま市民病院

★ 甚目寺公民館

愛知地域人権連合／同甚目寺支部

▽愛知県連事務所

〒461-0017 名古屋市東区東外堀町 57 番地

☎052-971-0265

▽甚目寺支部事務所

〒490-1104 あま市西今宿梶村一 48 番地

☎052-441-1524